

令和4年 No25

- 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程等の一部を改正する規程の制定
- 東京学芸大学事務協議会規則等の一部を改正する規則の制定
- 国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則の制定
- 東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要項等の一部を改正する要項の制定
- 国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準等の一部を改正する基準の制定
- 国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部を改正する取扱いの制定
- デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する基本方針の一部を改正する基本方針の制定
- 自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領等の一部を改正する要領の制定
- 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシーの一部を改正するポリシーの制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編並びに理事の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編並びに理事の職務分担の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第18号

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）
- (2) 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和58年規程第11号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第2号）
- (4) 東京学芸大学ICTセンター規程（平成元年規程第6号）
- (5) 東京学芸大学環境教育研究センター規程（平成6年規程第13号）
- (6) 東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）
- (7) 東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）
- (8) 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程（平成11年規程第12号）
- (9) 東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）
- (10) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）
- (11) 東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター規程（平成16年規程第5号）
- (12) 東京学芸大学教育実習委員会規程（平成16年規程第10号）
- (13) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
- (14) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）
- (15) 東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号）
- (16) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (17) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (18) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）
- (19) 国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程（平成20年規程第38号）
- (20) 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）
- (21) 国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程（平成23年規程第3号）
- (22) 東京学芸大学理科教員高度支援センター規程（平成23年規程第22号）
- (23) 国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程（平成24年規程第9号）
- (24) 東京学芸大学学生支援センター規程（平成26年規程第4号）
- (25) 国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程（平成27年規程第6号）
- (26) 東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）
- (27) 国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程（令和2年規程第5号）
- (28) 国立大学法人東京学芸大学外部研究費による研究に係る研究時間等の確保に関する取扱規程（令和3年規程第1号）

東京学芸大学事務協議会規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規則第15号

東京学芸大学事務協議会規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第4号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）
- (4) 東京学芸大学電気工作物保安規則（平成2年規則第3号）
- (5) 東京学芸大学事務情報化推進規則（平成9年規則第9号）
- (6) 東京学芸大学公用車管理運行規則（平成10年規則第2号）
- (7) 東京学芸大学パソコンリーダー規則（平成11年規則第7号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学旅費規則（平成16年規則第14号）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）
- (10) 国立大学法人東京学芸大学物品管理規則（平成16年規則第39号）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則（平成19年規則第28号）
- (12) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則（平成23年規則第4号）

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年細則第5号

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則（平成16年細則第12号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要項（昭和58年3月18日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学各事業場の職員の過半数を代表する者の選出等に関する要項（平成16年3月10日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学在外教育教員（学内教員）取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学在外教育教員（受入教員）取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (7) 東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項（平成20年4月16日制定）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項（平成21年2月24日制定）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項（平成23年3月17日制定）
- (10) 男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員に関する要項（平成27年4月23日制定）
- (11) 広報担当ネットワーク及び広報モニター実施要項（平成29年4月20日制定）
- (12) 東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長の職務に関する要項（平成31年3月14日制定）
- (13) 国立大学法人東京学芸大学施設整備会議体育施設等整備検討部会要項（令和3年2月16日制定）
- (14) 東京学芸大学学生の教職志望向上のための総合対策会議要項（令和3年4月8日制定）

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準等の一部を改正する基準を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準等の一部を改正する基準

次に掲げる基準の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準（平成16年4月1日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準（平成16年4月1日制定）

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いに基づく取扱い等の一部を改正する取扱いを次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部を改正する取扱い

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱い（平成16年3月3日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する基本方針の一部を改正する基本方針を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する基本方針の一部を改正する基本方針

デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する基本方針（令和3年7月16日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領等の一部を改正する要領を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領等の一部を改正する要領
次に掲げる要領の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領（平成10年3月26日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成28年3月17日制定）

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシーの一部を改正するポリシーを次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシーの一部を改正するポリシー

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー（平成17年12月21日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																					
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、教職大学院、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(有害廃棄物管理指導責任者)</p> <p>第7条 有害廃棄物管理指導責任者は、別表第2に掲げる部局、講座・分野等の区分ごとに有害廃棄物管理責任者が指名する講座主任等各1名とし、次の職務を行う。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">部局</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">講座</th> <th style="width: 33%;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職大学院</td> <td>教育実践創成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>留学生センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省略〕			教職大学院	教育実践創成		留学生センター			〔省略〕			<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、教職大学院、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(有害廃棄物管理指導責任者)</p> <p>第7条 有害廃棄物管理指導責任者は、別表第2に掲げる部局、講座・分野等の区分ごとに有害廃棄物管理責任者が指名する講座主任等各1名とし、次の職務を行う。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">部局</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">講座</th> <th style="width: 33%;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職大学院</td> <td>教育実践創成</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>次世代教育研究センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>留学生センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省略〕			教職大学院	教育実践創成		<u>次世代教育研究センター</u>			留学生センター			〔省略〕		
部局		学部・大学院の研究組織																																				
	講座	分野																																				
〔省略〕																																						
教職大学院	教育実践創成																																					
留学生センター																																						
〔省略〕																																						
部局	学部・大学院の研究組織																																					
	講座	分野																																				
〔省略〕																																						
教職大学院	教育実践創成																																					
<u>次世代教育研究センター</u>																																						
留学生センター																																						
〔省略〕																																						

環境教育研究センター			環境教育研究センター		
特別支援教育・教育臨床サポートセンター			国際教育センター		
理科教員高度支援センター			特別支援教育・教育臨床サポートセンター		
<u>先端教育人材育成推進機構</u>			理科教員高度支援センター		
<u>教育インキュベーション推進機構</u>			<u>教育インキュベーションセンター</u>		
放射性同位元素総合実験施設			<u>教員養成開発連携センター</u>		
〔省略〕			<u>こどもの学び困難支援センター</u>		
			放射性同位元素総合実験施設		
			〔省略〕		
〔省略〕					
附 則					
<u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u>					

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第6項</u>の規定に基づき、東京学芸大学保健管理センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第5項</u>の規定に基づき、東京学芸大学保健管理センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、各学系、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、各学系、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、<u>次世代教育研究推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学ICTセンター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第6項</u>の規定に基づき、東京学芸大学ICTセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第5項</u>の規定に基づき、東京学芸大学ICTセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学環境教育研究センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第6項</u>の規定に基づき、東京学芸大学環境教育研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第5項</u>の規定に基づき、東京学芸大学環境教育研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(教育組織)</p> <p>第1条の4 教育組織は、専攻を基本単位とする。</p> <p>2 専攻は、別に定める当該専攻を構成する講座・分野（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。</p> <p>3 <u>センター及び機構</u>は、構成分野となることができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(教育組織)</p> <p>第1条の4 教育組織は、専攻を基本単位とする。</p> <p>2 専攻は、別に定める当該専攻を構成する講座・分野（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。</p> <p>3 <u>センター</u>は、構成分野となることができる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第6項</u>の規定に基づき、東京学芸大学留学生センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第5項</u>の規定に基づき、東京学芸大学留学生センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																																						
<p>〔省略〕</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第3条 別表に定める部局の長は、当該部局における毒物等の管理を総括し、事故等の防止に努めなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部局の長</th> <th style="width: 50%;">毒物等管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>芸術・スポーツ科学系長</td> <td>〔省略〕 養護教育分野主任</td> </tr> <tr> <td>留学生センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境教育研究センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育・教育臨床サポートセンター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>理科教員高度支援センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>先端教育人材育成推進機構長</td> <td>機構長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>教育インキュベーション推進機構長</td> <td>機構長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>有害廃棄物処理施設長</td> <td>施設長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>	部局の長	毒物等管理責任者	〔省略〕		芸術・スポーツ科学系長	〔省略〕 養護教育分野主任	留学生センター長	センター長が指名する者	〔省略〕		環境教育研究センター長	センター長が指名する者	特別支援教育・教育臨床サポートセンター長	センター長が指名する者	理科教員高度支援センター長	センター長が指名する者	先端教育人材育成推進機構長	機構長が指名する者	教育インキュベーション推進機構長	機構長が指名する者	有害廃棄物処理施設長	施設長が指名する者	〔省略〕		<p>〔省略〕</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第3条 別表に定める部局の長は、当該部局における毒物等の管理を総括し、事故等の防止に努めなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部局の長</th> <th style="width: 50%;">毒物等管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>芸術・スポーツ科学系長</td> <td>〔省略〕 養護教育分野主任</td> </tr> <tr> <td>次世代教育研究センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>留学生センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境教育研究センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>国際教育センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育・教育臨床サポートセンター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>理科教員高度支援センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>教育インキュベーションセンター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>教員養成開発連携センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>こどもの学び困難支援センター</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>有害廃棄物処理施設長</td> <td>施設長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p>	部局の長	毒物等管理責任者	〔省略〕		芸術・スポーツ科学系長	〔省略〕 養護教育分野主任	次世代教育研究センター長	センター長が指名する者	留学生センター長	センター長が指名する者	〔省略〕		環境教育研究センター長	センター長が指名する者	国際教育センター長	センター長が指名する者	特別支援教育・教育臨床サポートセンター長	センター長が指名する者	理科教員高度支援センター長	センター長が指名する者	教育インキュベーションセンター長	センター長が指名する者	教員養成開発連携センター長	センター長が指名する者	こどもの学び困難支援センター	センター長が指名する者	有害廃棄物処理施設長	施設長が指名する者	〔省略〕	
部局の長	毒物等管理責任者																																																						
〔省略〕																																																							
芸術・スポーツ科学系長	〔省略〕 養護教育分野主任																																																						
留学生センター長	センター長が指名する者																																																						
〔省略〕																																																							
環境教育研究センター長	センター長が指名する者																																																						
特別支援教育・教育臨床サポートセンター長	センター長が指名する者																																																						
理科教員高度支援センター長	センター長が指名する者																																																						
先端教育人材育成推進機構長	機構長が指名する者																																																						
教育インキュベーション推進機構長	機構長が指名する者																																																						
有害廃棄物処理施設長	施設長が指名する者																																																						
〔省略〕																																																							
部局の長	毒物等管理責任者																																																						
〔省略〕																																																							
芸術・スポーツ科学系長	〔省略〕 養護教育分野主任																																																						
次世代教育研究センター長	センター長が指名する者																																																						
留学生センター長	センター長が指名する者																																																						
〔省略〕																																																							
環境教育研究センター長	センター長が指名する者																																																						
国際教育センター長	センター長が指名する者																																																						
特別支援教育・教育臨床サポートセンター長	センター長が指名する者																																																						
理科教員高度支援センター長	センター長が指名する者																																																						
教育インキュベーションセンター長	センター長が指名する者																																																						
教員養成開発連携センター長	センター長が指名する者																																																						
こどもの学び困難支援センター	センター長が指名する者																																																						
有害廃棄物処理施設長	施設長が指名する者																																																						
〔省略〕																																																							

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(教育組織)</p> <p>〔省略〕</p> <p>第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する分野及び教育実践創成講座（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>第11条 <u>センター又は機構</u>（以下「センター等」という。）は、構成分野となることができる。</p> <p>2 <u>センター等</u>が構成分野となる場合、当該教室及び構成分野は、教室運営及び人事に関して、<u>当該センター等</u>の業務に支障をきたさないように配慮する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第13条 構成分野以外で、当該教室と密接な関係がある<u>分野及びセンター等</u>（以下「関連分野」という。）は、別表第4のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第18条 教室構成員は、課程共通科目、専攻必修科目及び専攻選択科目Aの授業科目を担当する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野名の左欄に記載された関連分野は、構成分野に準ずる責任を負って授業を担当する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野以外の<u>センター等所属教員</u>及び教職大学院の課程専任教員並びに教育学部に直接配置されている教員は、教室又は構成分野の議を経て教育研究評議会の承認を得た場合には、別表第4の関連分野名の右欄に記載されている関連分野と同様に授業を担当することができる。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(教育組織)</p> <p>〔省略〕</p> <p>第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する分野及び教育実践創成講座（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>第11条 <u>センター</u>は、構成分野となることができる。</p> <p>2 <u>センター</u>が構成分野となる場合、当該教室及び構成分野は、教室運営及び人事に関して、<u>当該センター</u>の業務に支障をきたさないように配慮する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第13条 構成分野以外で、当該教室と密接な関係がある<u>分野及びセンター</u>（以下「関連分野」という。）は、別表第4のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第18条 教室構成員は、課程共通科目、専攻必修科目及び専攻選択科目Aの授業科目を担当する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野名の左欄に記載された関連分野は、構成分野に準ずる責任を負って授業を担当する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野以外の<u>センター所属教員</u>及び教職大学院の課程専任教員並びに教育学部に直接配置されている教員は、教室又は構成分野の議を経て教育研究評議会の承認を得た場合には、別表第4の関連分野名の右欄に記載されている関連分野と同様に授業を担当することができる。担</p>

担当できる授業枠数は、別に定める。

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

学校教育系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕		
国際教育	6	学校教育学 5 先端教育人材育成推進機構 1
〔省略〕		

教育支援系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕		
ソーシャルワーク	5	生活科学 1 社会福祉 4
〔省略〕		

〔省略〕

別表第4

関連分野一覧

学校教育系

教室名	関連分野名	
	左欄	右欄
学校教育		生涯教育学, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター, <u>先端教育人材育成推進機構</u>
〔省略〕		

教育支援系

当できる授業枠数は、別に定める。

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

学校教育系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕		
国際教育	6	学校教育学 5 <u>国際教育センター</u> 1
〔省略〕		

教育支援系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕		
ソーシャルワーク	5	<u>特別ニーズ教育</u> 1 生活科学 1 社会福祉 3
〔省略〕		

〔省略〕

別表第4

関連分野一覧

学校教育系

教室名	関連分野名	
	左欄	右欄
学校教育		生涯教育学, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター, <u>次世代教育研究センター</u>
〔省略〕		

教育支援系

教室名	関連分野名	
	左 欄	右 欄
〔省略〕		
カウンセリング	保健管理センター， <u>先端教育人材育成推進機構</u>	学校心理学，特別支援教育・教育臨床サポートセンター
ソーシャルワーク		
多文化共生教育	留学生センター， <u>先端教育人材育成推進機構</u>	国語科教育学，日本語学・日本文学，中国古典学，日本語教育学，英語科教育学，社会科教育学，経済学，社会学，社会福祉
〔省略〕		

教室名	関連分野名	
	左 欄	右 欄
〔省略〕		
カウンセリング	保健管理センター， <u>国際教育センター</u>	学校心理学，特別支援教育・教育臨床サポートセンター
ソーシャルワーク		
多文化共生教育	留学生センター， <u>教員養成開発連携センター</u>	国語科教育学，日本語学・日本文学，中国古典学，日本語教育学，英語科教育学，社会科教育学，経済学，社会学，社会福祉
〔省略〕		

附 則

この規程は，令和4年4月27日から施行し，令和4年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、教育学部総合教育科学系、教育学部人文社会科学系、教育学部自然科学系、教育学部芸術・スポーツ科学系、大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学）、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、教育学部総合教育科学系、教育学部人文社会科学系、教育学部自然科学系、教育学部芸術・スポーツ科学系、大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学）、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第6項</u>の規定に基づき、東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第5項</u>の規定に基づき、東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名</p> <p>(2) <u>先端教育人材育成推進機構</u>において主に教育実習に係る業務を担当する教員</p> <p>(3) 附属学校運営参事</p> <p>(4) 学務課長</p> <p>(5) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員のうちから学士課程を所掌する副学長が指名し、副委員長は<u>同条第4号</u>の委員をもって充てる</p> <p>〔省略〕</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名</p> <p>(2) <u>次世代教育研究センター長</u></p> <p>(3) <u>次世代教育研究センター</u>において主に教育実習に係る業務を担当する教員</p> <p>(4) 附属学校運営参事</p> <p>(5) 学務課長</p> <p>(6) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員のうちから学士課程を所掌する副学長が指名し、副委員長は<u>同条第5号</u>の委員をもって充てる</p> <p>〔省略〕</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 部会の部会長は、第3条の委員が務めるものとする。</p> <p><u>3</u> 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各学系、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各学系、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 部局 事務局, <u>経営企画室</u>, 監査室, 総合教育科学系, 人文社会科学系, 自然科学系, 芸術・スポーツ科学系, 大学院連合学校教育学研究科, 附属図書館, 留学生センター, 保健管理センター, ICTセンター, 学生支援センター, 環境教育研究センター, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター, 理科教員高度支援センター, <u>先端教育人材育成推進機構</u>, <u>教育インキュベーション推進機構</u>, 放射性同位元素総合実験施設, 有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 危機管理会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 理事及び副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 大学院連合学校教育学研究科長</p> <p>(6) 附属学校運営部長</p> <p>(7) 事務局長</p> <p>(8) 部長</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 部局 事務局, <u>学長室</u>, 監査室, 総合教育科学系, 人文社会科学系, 自然科学系, 芸術・スポーツ科学系, 大学院連合学校教育学研究科, 附属図書館, <u>次世代教育研究センター</u>, 留学生センター, 保健管理センター, ICTセンター, 学生支援センター, 環境教育研究センター, <u>国際教育センター</u>, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター, 理科教員高度支援センター, <u>教育インキュベーションセンター</u>, <u>教員養成開発連携センター</u>, <u>こどもの学び困難支援センター</u>, 放射性同位元素総合実験施設, 有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 危機管理会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 理事及び副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 大学院連合学校教育学研究科長</p> <p>(6) 附属学校運営部長</p> <p>(7) 事務局長</p> <p>(8) 部長</p> <p>〔省略〕</p>

(会議)

第9条 危機管理会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(会議)

第9条 危機管理会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第7条第9号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 〔省略〕

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
〔省略〕		〔省略〕	
(推進員)		(推進員)	
第7条 本学に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、別表に掲げる者をもって充てる。		第7条 本学に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、別表に掲げる者をもって充てる。	
2 〔省略〕		2 〔省略〕	
〔省略〕		〔省略〕	
別表（第7条第1項関係）		別表（第7条第1項関係）	
部 局	推 進 員	部 局	推 進 員
事務局	学務課長 総務課長 学術情報課長 財務課長 施設課長	事務局	学務課長 総務課長 学術情報課長 財務課長 施設課長
総合教育科学系	学系長代行	総合教育科学系	学系長代行
〔省略〕		〔省略〕	
備考		備考	
<u>経営企画室，監査室，附属図書館，学生支援センター，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構及び有害廃棄物処理施設を含む。</u>		<u>学長室，監査室，附属図書館，学生支援センター，教育インキュベーションセンター，教員養成開発連携センター，こども学び困難支援センター及び有害廃棄物処理施設を含む。</u>	
留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，環境教育研究センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンターを含む。		<u>次世代教育研究センター，留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，環境教育研究センター，国際教育センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンターを含む。</u>	
附 則		附 則	
<u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u>		この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 〔省略〕</p> <p>(8) 「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>(9) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 〔省略〕</p> <p>(8) 「部局等」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>(9) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター及びこどもの学び困難支援センター</u>をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第4章 事務組織 (事務組織)</p> <p>第29条 本法人に、事務局、<u>経営企画室</u>及び<u>監査室</u>を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。</p> <p>3 <u>経営企画室</u>及び<u>監査室</u>に室長を置き、事務職員をもって充てる。</p> <p>4 事務局、<u>経営企画室</u>及び<u>監査室</u>の組織等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第4章 事務組織 (事務組織)</p> <p>第29条 本法人に、事務局、<u>学長室</u>及び<u>監査室</u>を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。</p> <p>3 <u>学長室</u>及び<u>監査室</u>に室長を置き、事務職員をもって充てる。</p> <p>4 事務局、<u>学長室</u>及び<u>監査室</u>の組織等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構</u>、大学院連合学校教育学研究科、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、大学院連合学校教育学研究科、事務局、<u>学長室</u>、監査室、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学理科教員高度支援センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第6項</u>の規定に基づき、東京学芸大学理科教員高度支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第5項</u>の規定に基づき、東京学芸大学理科教員高度支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学生支援センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第6項</u>の規定に基づき、東京学芸大学学生支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第5項</u>の規定に基づき、東京学芸大学学生支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 部局等 事務局, <u>経営企画室</u>, 監査室, 総合教育科学系, 人文社会科学系, 自然科学系, 芸術・スポーツ科学系, 教職大学院, 大学院連合学校教育学研究科, 附属図書館, 留学生センター, 保健管理センター, ICTセンター, 学生支援センター, 環境教育研究センター, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター, 理科教員高度支援センター, <u>先端教育人材育成推進機構</u>, <u>教育インキュベーション推進機構</u>, 放射性同位元素総合実験施設, 有害廃棄物処理施設, 各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 部局等 事務局, <u>学長室</u>, 監査室, 総合教育科学系, 人文社会科学系, 自然科学系, 芸術・スポーツ科学系, 教職大学院, 大学院連合学校教育学研究科, 附属図書館, <u>次世代教育研究センター</u>, 留学生センター, 保健管理センター, ICTセンター, 学生支援センター, 環境教育研究センター, <u>国際教育センター</u>, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター, 理科教員高度支援センター, <u>教育インキュベーションセンター</u>, <u>教員養成開発連携センター</u>, <u>こどもの学び困難支援センター</u>, 放射性同位元素総合実験施設, 有害廃棄物処理施設, 各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義) 第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(3) [省略] (4) 「部局長」とは、業務従事者が所属する<u>学系、センター及び機構の長</u>をいう。 (5) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義) 第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(3) [省略] (4) 「部局長」とは、業務従事者が所属する<u>学系及びセンターの長</u>をいう。 (5) [省略]</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 「部局」とは、各学系、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、大学院連合学校教育学研究科、各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>(3)・(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 「部局」とは、各学系、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こども学び困難支援センター</u>、大学院連合学校教育学研究科、各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>(3)・(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学外部研究費による研究に係る研究時間等の確保に関する取扱規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6) 「部局」とは、各学系、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6) 「部局」とは、各学系、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター、教員養成開発連携センター、こどもの学び困難支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 事務協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 事務局長(2) 部長(3) 副部長(4) 課長(5) <u>経営企画室長</u>(6) 監査室長 <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 事務協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 事務局長(2) 部長(3) 副部長(4) 課長(5) <u>学長室長</u>(6) 監査室長 <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編並びに理事の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行												
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この規則で「各部局課名, 各部課, 各課, 所掌課, 他の課, 関係課, 起案課, 合議課, 保存課, 課名, 課長及び課」の課とは, <u>経営企画室及び監査室</u>を含めていう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(文書記号番号)</p> <p>第5条 文書記号は, 別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(起案文書の作成)</p> <p>第7条 起案文書の作成は, 特に定めのある場合を除き, 東京学芸大学原議書(様式第3)により行い, 次の各号に定めるところによるものとする。ただし, 定例的なもの又は簡易なものについては, 文書の余白を利用する等原議書を用いずに適当な方法により起案することができる。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この規則で「各部局課名, 各部課, 各課, 所掌課, 他の課, 関係課, 起案課, 合議課, 保存課, 課名, 課長及び課」の課とは, <u>学長室及び監査室</u>を含めていう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(文書記号番号)</p> <p>第5条 文書記号は, 別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(起案文書の作成)</p> <p>第7条 起案文書の作成は, 特に定めのある場合を除き, 東京学芸大学原議書(様式第3)により行い, 次の各号に定めるところによるものとする。ただし, 定例的なもの又は簡易なものについては, 文書の余白を利用する等原議書を用いずに適当な方法により起案することができる。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p>												
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>先端教育推進課に属するもの</td> <td>東学芸先教第</td> <td>号</td> </tr> </table>	〔省略〕			先端教育推進課に属するもの	東学芸先教第	号	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>現職教育支援課に属するもの</td> <td>東学芸現第</td> <td>号</td> </tr> </table>	〔省略〕			現職教育支援課に属するもの	東学芸現第	号
〔省略〕													
先端教育推進課に属するもの	東学芸先教第	号											
〔省略〕													
現職教育支援課に属するもの	東学芸現第	号											

〔省略〕	
経営企画室に属するもの	東学芸経企第 号
〔省略〕	
芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号
留学生センターに属するもの	東学芸留セ第 号
〔省略〕	
環境教育研究センターに属するもの	東学芸環第 号
特別支援教育・教育臨床サポートセンターに属するもの	東学芸特セ第 号
〔省略〕	
教育インキュベーションセンターに属するもの	東学芸教セ第 号
こどもの学び困難支援センターに属するもの	東学芸こセ第 号
先端教育人材育成推進機構に属するもの	東学芸先人第 号
先端教育人材育成推進機構国際教育グループに属するもの	東学芸国グ第 号
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号
〔省略〕	

〔省略〕

様式第3

(表)

東京学芸大学原議書

完 結	年 月 日	(發送種別)	東学芸 第 号	
発 送	年 月 日	普通・書留・速達・小包 使送・部内通知	年 月 日	
照 合	年 月 日	(添付物及び施行注意)	決 裁	年 月 日
浄 書	年 月 日		起 案	年 月 日
情 報 公 開 区 分	公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで)			
文 書 保 存 期 間	無期限 30年 10年 5年 3年 1年			
(收受文書発信年月日)		(收受文書記号番号)		

〔省略〕	
学長室に属するもの	東学芸学第 号
〔省略〕	
芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号
次世代教育研究センターに属するもの	東学芸次セ第 号
留学生センターに属するもの	東学芸留セ第 号
〔省略〕	
環境教育研究センターに属するもの	東学芸環第 号
国際教育センターに属するもの	東学芸国セ第 号
特別支援教育・教育臨床サポートセンターに属するもの	東学芸特セ第 号
〔省略〕	
教育インキュベーションセンターに属するもの	東学芸教セ第 号
教員養成開発連携センターに属するもの	東学芸連携第 号
こどもの学び困難支援センターに属するもの	東学芸こセ第 号
次世代教育研究推進機構に属するもの	東学芸次世第 号
〔省略〕	
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号
〔省略〕	

〔省略〕

様式第3

(表)

東京学芸大学原議書

完 結	年 月 日	(發送種別)	東学芸 第 号	
発 送	年 月 日	普通・書留・速達・小包 使送・部内通知	年 月 日	
照 合	年 月 日	(添付物及び施行注意)	決 裁	年 月 日
浄 書	年 月 日		起 案	年 月 日
情 報 公 開 区 分	公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで)			
文 書 保 存 期 間	無期限 30年 10年 5年 3年 1年			
(收受文書発信年月日)		(收受文書記号番号)		

年 月 日		第 号				
(受信者)		(発信者)				
(件 名)						

上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。						
学 長	理 事 (全体統括・総務)	理 事 (教育・研究)	理 事 ()	理 事 ()	監 事	監 事
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	課長・室長	副 課 長	係 長 ・ 専 門 職 員	起 案
						課 係
						内()
(合 議)						

整理 番号

年 月 日		第 号				
(受信者)		(発信者)				
(件 名)						

上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。						
学 長	理 事 (全体統括・総務)	理 事 (教育・学生)	理 事 (研究・社会連携)	理 事 ()	監 事	監 事
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	課長・室長	副 課 長	係 長 ・ 専 門 職 員	起 案
						課 係
						内()
(合 議)						

整理 番号

[省略]

附 則

この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

[省略]

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
(用語の定義)					(用語の定義)				
第2条 〔省略〕					第2条 〔省略〕				
2 この規則において「部局」とは、事務局、 <u>経営企画室</u> 、監査室、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、 <u>先端教育人材育成推進機構</u> 、 <u>教育インキュベーション推進機構</u> 、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。					2 この規則において「部局」とは、事務局、 <u>学長室</u> 、監査室、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、 <u>次世代教育研究センター</u> 、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、 <u>国際教育センター</u> 、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、 <u>教育インキュベーションセンター</u> 、 <u>教員養成開発連携センター</u> 、 <u>こどもの学び困難支援センター</u> 、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。				
3 〔省略〕					3 〔省略〕				
(公印の種類、公印管守責任者等)					(公印の種類、公印管守責任者等)				
第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。					第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。				
2 〔省略〕					2 〔省略〕				
〔省略〕					〔省略〕				
別表 (第3条関係)					別表 (第3条関係)				
	種 類	寸法 ミリメ ートル平方	公印管守責任 者	公印管守担当 者		種 類	寸法 ミリメ ートル平方	公印管守責任 者	公印管守担当 者
	〔省略〕					〔省略〕			
役 職 印	〔省略〕 <u>経営企画室長</u> 〔省略〕 芸術・スポーツ科学系長	〔省略〕 20 〔省略〕 27	〔省略〕 } 総務課長 〔省略〕 } 学系支援課長	〔省略〕 } 法規係長 〔省略〕 } 学系第二係長	役 職 印	〔省略〕 <u>学長室長</u> 〔省略〕 芸術・スポーツ科学系長 <u>次世代教育研究センター長</u>	〔省略〕 20 〔省略〕 27 <u>23</u>	〔省略〕 } 総務課長 〔省略〕 } 学系支援課長	〔省略〕 } 法規係長 〔省略〕 } 学系第二係長 <u>学系第三係長</u>

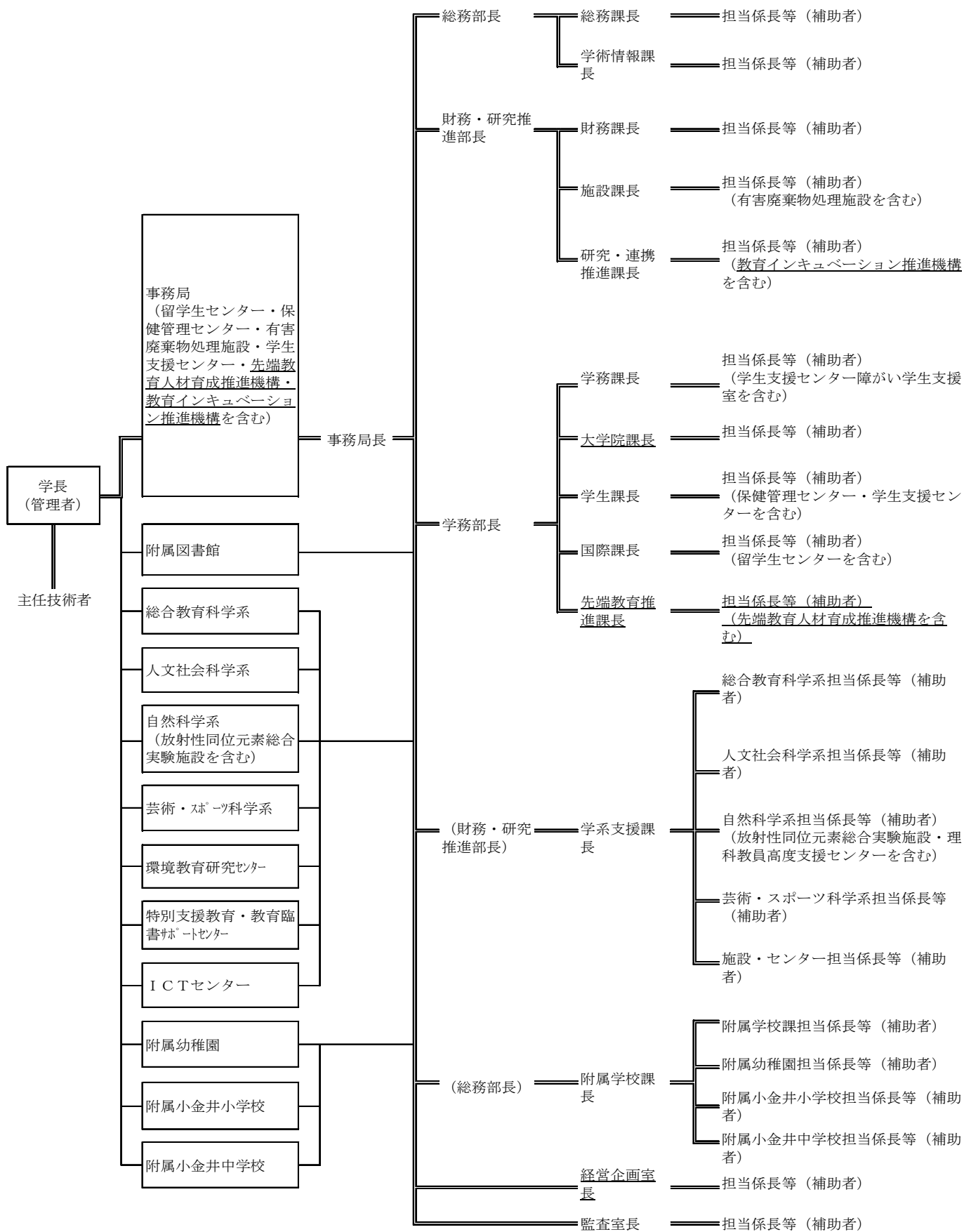
東京学芸大学機構長	23	総務課長	法規係長					
留学生センター長	23	国際課長	短期留学係長		留学生センター長	23	国際課長	短期留学係長
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
環境教育研究センター長	23	学系支援課長	学系第三係長		環境教育研究センター長	23	学系支援課長	学系第三係長
特別支援教育・教育臨床サ ポートセンター長	23	学系支援課長	学系第三係長		国際教育センター長	23	国際課長	国際企画係長
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		特別支援教育・教育臨床サ ポートセンター長	23	学系支援課長	学系第三係長
教育インキュベーションセ ンター長	23	総務課長	法規係長		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
					教育インキュベーションセ ンター長	23	総務課長	法規係長
こどもの学び困難支援セン ター長	23	総務課長	法規係長		教員養成開発連携センタ ー長	23	総務課長	法規係長
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		こどもの学び困難支援セン ター長	23	総務課長	法規係長
					〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
〔省略〕					〔省略〕			
附 則					〔省略〕			
この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。								

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

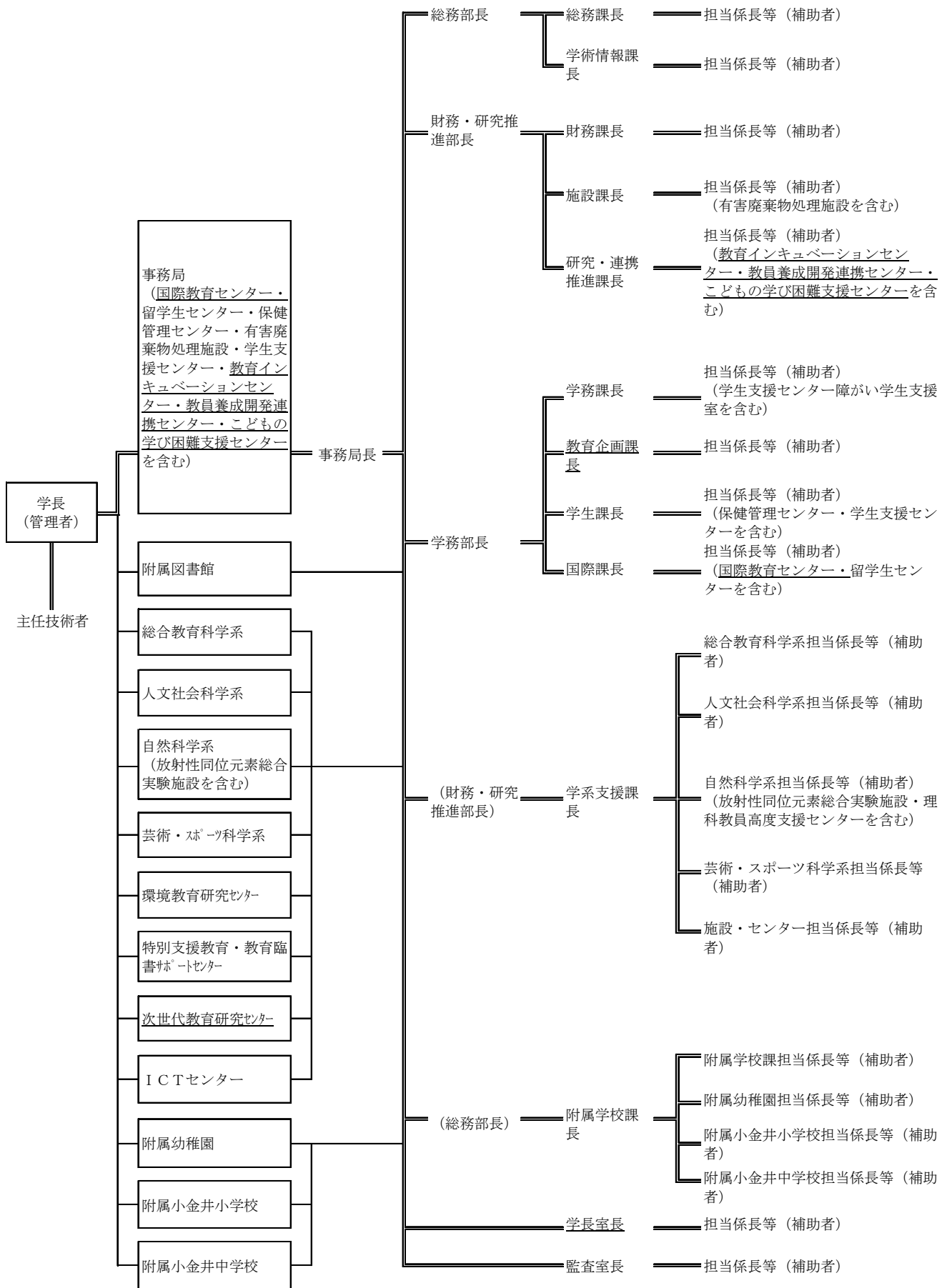
改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(保安業務の分掌等)</p> <p>第4条 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表第1によるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第1 〔別紙B参照〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(保安業務の分掌等)</p> <p>第4条 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表第1によるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第1 〔別紙A参照〕</p>

組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統を示す。
 (2) 組織系統を示す。
 (3) 担当係長等は、資産監守補助者。

組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統を示す。
 (2) 組織系統を示す。
 (3) 担当係長等は、資産監守補助者。

東京学芸大学事務情報化推進規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 事務局長(2) 部長(3) 課長(4) <u>経営企画室長</u>(5) 監査室長(6) その他事務局長が必要と認めた者 <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 事務局長(2) 部長(3) 課長(4) <u>学長室長</u>(5) 監査室長(6) その他事務局長が必要と認めた者 <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学公用車管理運行規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(使用の手続き)</p> <p>第7条 公用車を使用する課長、<u>経営企画室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は、事前に公用車使用願（様式第1号）を運行管理者に提出し、使用の許可を得るものとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(使用の手続き)</p> <p>第7条 公用車を使用する課長、<u>学長室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は、事前に公用車使用願（様式第1号）を運行管理者に提出し、使用の許可を得るものとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学パソコンリーダー規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																								
<p>〔省略〕</p> <p>(配置部局及び人員)</p> <p>第3条 パソコンリーダーの配置部局及び人員は、別表のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">パソコンリーダー配置部局及び人員</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>パソコンリーダー配置部局</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>学務部<u>先端教育推進課</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> <tr> <td><u>経営企画室</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	パソコンリーダー配置部局	人員	〔省略〕	〔省略〕	学務部 <u>先端教育推進課</u>	1	〔省略〕	〔省略〕	<u>経営企画室</u>	1	〔省略〕	〔省略〕	<p>〔省略〕</p> <p>(配置部局及び人員)</p> <p>第3条 パソコンリーダーの配置部局及び人員は、別表のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">パソコンリーダー配置部局及び人員</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>パソコンリーダー配置部局</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>学務部<u>現職教育支援課</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> <tr> <td><u>学長室</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p>	パソコンリーダー配置部局	人員	〔省略〕	〔省略〕	学務部 <u>現職教育支援課</u>	1	〔省略〕	〔省略〕	<u>学長室</u>	1	〔省略〕	〔省略〕
パソコンリーダー配置部局	人員																								
〔省略〕	〔省略〕																								
学務部 <u>先端教育推進課</u>	1																								
〔省略〕	〔省略〕																								
<u>経営企画室</u>	1																								
〔省略〕	〔省略〕																								
パソコンリーダー配置部局	人員																								
〔省略〕	〔省略〕																								
学務部 <u>現職教育支援課</u>	1																								
〔省略〕	〔省略〕																								
<u>学長室</u>	1																								
〔省略〕	〔省略〕																								

国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行		
〔省略〕		〔省略〕		
(用語の意義) 第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 「旅行命令権者」とは、別表第1に定める範囲及び区分により、旅行命令及び旅行依頼を行う者をいう。 (2)～(9) 〔省略〕 2・3 〔省略〕		(用語の意義) 第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 「旅行命令権者」とは、別表第1に定める範囲及び区分により、旅行命令及び旅行依頼を行う者をいう。 (2)～(9) 〔省略〕 2・3 〔省略〕		
〔省略〕		〔省略〕		
別表第1 (第3条関係) 旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分		別表第1 (第3条関係) 旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分		
旅行命令権者	権限の受任者	範 囲		
		旅行命令	旅行依頼	
東京学芸大学長	〔省略〕	当該部局の業務に係る 役員以外への旅行依 頼		
	<u>経営企画室長</u>			<u>経営企画室</u> に所属する職員
	〔省略〕			
	各センター長			各センターに所属する職員
	<u>各機構長</u>			<u>各機構</u> に所属する職員
	各施設長			
〔省略〕				
〔省略〕		〔省略〕		
附 則 <u>この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u>				

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
(資産監守者等) 第12条 資産管理役は、資産の適正な供用を図るため、資産管理者、資産監守者及び資産監守補助者（次項において「資産監守者等」という。）を、別表第2のとおり置くものとする。 2 資産監守者等の管理の対象となる資産の範囲については、別表第3のとおりとする。				(資産監守者等) 第12条 資産管理役は、資産の適正な供用を図るため、資産管理者、資産監守者及び資産監守補助者（次項において「資産監守者等」という。）を、別表第2のとおり置くものとする。 2 資産監守者等の管理の対象となる資産の範囲については、別表第3のとおりとする。			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第2				別表第2			
部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者	部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者
事務局（1）	事務局長	各課長， <u>経営企画室長</u> ， <u>監査室長</u> ，センター長，施設長	各庶務担当係長	事務局（1）	事務局長	各課長， <u>学長室長</u> ， <u>監査室長</u> ，センター長，施設長	各庶務担当係長
〔省略〕				〔省略〕			
芸術・スポーツ科学系	学系長	講座主任	事務係長	芸術・スポーツ科学系	学系長	講座主任	事務係長
留学生センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長	<u>次世代教育研究センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長が指名する者</u>	<u>担当係長</u>
留学生センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長	留学生センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
〔省略〕				〔省略〕			
環境教育研究センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長	環境教育研究センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
特別支援教育・教育	センター長	センター長が指名する	担当係長	<u>国際教育センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長が指名する者</u>	<u>担当係長</u>
特別支援教育・教育	センター長	センター長が指名する	担当係長	特別支援教育・教育	センター長	センター長が指名する	担当係長

臨床サポートセンター		者	
理科教員高度支援センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
<u>先端教育人材育成推進機構</u>	<u>機構長</u>	<u>機構長</u> が指名する者	担当係長
<u>教育インキュベーション推進機構</u>	<u>機構長</u>	<u>機構長</u> が指名する者	担当係長
放射性同位元素総合実験施設	施設長	施設長が指名する者	担当係長
〔省略〕			

別表第3

部 局	管理の対象となる資産の範囲
〔省略〕	
芸術・スポーツ科学系	小金井校口座のうち、現に芸術・スポーツ科学系で使用している不動産
留学生センター	小金井校口座のうち、現に留学生センターで使用している不動産
〔省略〕	
環境教育研究センター	小金井校口座のうち、現に環境教育研究センターで使用している不動産
特別支援教育・教育臨床サポートセンター	小金井校口座のうち、現に特別支援教育・教育臨床サポートセンターで使用している不動産
理科教員高度支援センター	小金井校口座のうち、現に理科教員高度支援センターで使用している不動産
<u>先端教育人材育成</u>	小金井校口座のうち、現に <u>先端教育人材育成推進機構</u> で使用し

臨床サポートセンター		者	
理科教員高度支援センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
<u>教育インキュベーションセンター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長</u> が指名する者	担当係長
<u>教員養成開発連携センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長</u> が指名する者	担当係長
<u>こどもの学び困難支援センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長</u> が指名する者	<u>担当係長</u>
放射性同位元素総合実験施設	施設長	施設長が指名する者	担当係長
〔省略〕			

別表第3

部 局	管理の対象となる資産の範囲
〔省略〕	
芸術・スポーツ科学系	小金井校口座のうち、現に芸術・スポーツ科学系で使用している不動産
<u>次世代教育研究センター</u>	<u>小金井校口座のうち、現に次世代教育研究センターで使用している不動産</u>
留学生センター	小金井校口座のうち、現に留学生センターで使用している不動産
〔省略〕	
環境教育研究センター	小金井校口座のうち、現に環境教育研究センターで使用している不動産
<u>国際教育センター</u>	<u>小金井校口座のうち、現に国際教育センターで使用している不動産</u>
特別支援教育・教育臨床サポートセンター	小金井校口座のうち、現に特別支援教育・教育臨床サポートセンターで使用している不動産
理科教員高度支援センター	小金井校口座のうち、現に理科教員高度支援センターで使用している不動産
<u>教育インキュベ</u>	小金井校口座のうち、現に <u>教育インキュベーションセンター</u> で

<u>推進機構</u>	ている不動産	<u>ジョンセンター</u>	使用している不動産
<u>教育インキュベーション推進機構</u>	小金井校口座のうち、現に <u>教育インキュベーション推進機構</u> で使用している不動産	<u>教員養成開発連携センター</u>	小金井校口座のうち、現に <u>教員養成開発連携センター</u> で使用している不動産
放射性同位元素総合実験施設	小金井校口座のうち、現に放射性同位元素総合実験施設で使用している不動産	<u>こどもの学び困難支援センター</u>	小金井校口座のうち、現に <u>こどもの学び困難支援センター</u> で使用している不動産
[省略]		放射性同位元素総合実験施設	小金井校口座のうち、現に放射性同位元素総合実験施設で使用している不動産
		[省略]	
<p><u>附 則</u> この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>			

国立大学法人東京学芸大学物品管理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6) 「所属長」とは、事務局にあつては、各課長、<u>経営企画室及び監査室</u>にあつては、各室長、学系にあつては、各分野の主任、<u>各施設・センター・機構</u>にあつては、<u>各施設・センター・機構の長</u>、附属学校にあつては、各附属学校の長をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6) 「所属長」とは、事務局にあつては、各課長、<u>学長室及び監査室</u>にあつては、各室長、学系にあつては、各分野の主任、<u>各施設・センター</u>にあつては、<u>各施設・センターの長</u>、附属学校にあつては、各附属学校の長をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>(4)～(6) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「部局等」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。</p> <p>(4)～(6) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>(5) 「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>(5) 「部局等」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(供用する場合に明らかにする事項)</p> <p>第7条 所属長は、規則第4条第1号に規定する備品を供用させる場合は、資産台帳(別紙様式第3号)に、その使用者を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 所属長は、2人以上の使用者が共に供用する備品については、前項の資産台帳に、当該使用者のうち主任者の氏名を明らかにしておかなければならない。</p> <p>3 事務局、<u>経営企画室</u>、監査室及び附属学校にあっては、前2項の資産台帳への記載を省略することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(供用する場合に明らかにする事項)</p> <p>第7条 所属長は、規則第4条第1号に規定する備品を供用させる場合は、資産台帳(別紙様式第3号)に、その使用者を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 所属長は、2人以上の使用者が共に供用する備品については、前項の資産台帳に、当該使用者のうち主任者の氏名を明らかにしておかなければならない。</p> <p>3 事務局、<u>学長室</u>、監査室及び附属学校にあっては、前2項の資産台帳への記載を省略することができる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第2条 教員養成実地指導講師の選考は、<u>各学系又は先端教育人材育成推進機構</u>が選考した候補者のうちから、学長が行う。</p> <p>(選考手続)</p> <p>第3条 <u>各学系又は先端教育人材育成推進機構</u>で教員養成実地指導講師を必要とするときは、<u>当該学系又は先端教育人材育成推進機構</u>で立案計画の上、第5条又は第6条の選考基準に基づき、教員養成実地指導講師（教員養成教育担当）候補者選考調書（別紙様式1）又は教員養成実地指導講師（教育支援者養成教育担当）候補者選考調書（別紙様式2）により候補者の選考を行う。</p> <p>第4条 前条の規定により選考された候補者について、当該学系長（<u>先端教育人材育成推進機構</u>にあつては総合教育科学系長。以下同じ。）の承認を得た後、当該学系長は、学長及び当該学系の教授会に報告するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第2条 教員養成実地指導講師の選考は、<u>各学系又は次世代教育研究センター</u>が選考した候補者のうちから、学長が行う。</p> <p>(選考手続)</p> <p>第3条 <u>各学系又は次世代教育研究センター</u>で教員養成実地指導講師を必要とするときは、<u>当該学系又は次世代教育研究センター</u>で立案計画の上、第5条又は第6条の選考基準に基づき、教員養成実地指導講師（教員養成教育担当）候補者選考調書（別紙様式1）又は教員養成実地指導講師（教育支援者養成教育担当）候補者選考調書（別紙様式2）により候補者の選考を行う。</p> <p>第4条 前条の規定により選考された候補者について、当該学系長（<u>次世代教育研究センター</u>にあつては総合教育科学系長。以下同じ。）の承認を得た後、当該学系長は、学長及び当該学系の教授会に報告するものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学各事業場の職員の過半数を代表する者の選出等に関する要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において「事業場」とは、別表1に掲げる事業場をいう。</p> <p>2 この要項において「部局」とは、別表1に掲げる部局をいう。</p> <p>3 この要項において「管理監督者」とは、別表2に掲げる職にある者をいう。</p> <p>〔省略〕</p>		<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において「事業場」とは、別表1に掲げる事業場をいう。</p> <p>2 この要項において「部局」とは、別表1に掲げる部局をいう。</p> <p>3 この要項において「管理監督者」とは、別表2に掲げる職にある者をいう。</p> <p>〔省略〕</p>	
別表1		別表1	
事業場	部局	部局代表者数	備考
小金井(大学)地区	教育学部(総合教育科学系)	5	<u>施設・センター</u> ・ <u>機構</u> を含む
	〔省略〕		
〔省略〕			
別表2		別表2	
区分	管理監督者		
大学教員	〔省略〕		
	<u>大学機能強化センター機構長</u>		
	現職教員支援センター機構長		
	<u>先端教育人材育成推進機構長</u>		
	<u>教育インキュベーション推進機構長</u>		
	留学生センター長		
	〔省略〕		
	環境教育研究センター長		
	〔省略〕		
区分	管理監督者		
大学教員	〔省略〕		
	<u>機能強化センター機構長</u>		
	現職教員支援センター機構長		
	<u>特定教育課題対応センター機構長</u>		
	<u>E S D / グローバル教育支援センターユニット長</u>		
	<u>次世代教育研究センター長</u>		
	留学生センター長		
	〔省略〕		
	環境教育研究センター長		
<u>国際教育センター長</u>			

	特別支援教育・教育臨床サポートセンター長		特別支援教育・教育臨床サポートセンター長
	理科教員高度支援センター長		理科教員高度支援センター長
	校長・園長		<u>教育インキュベーションセンター長</u>
	〔省略〕		<u>教員養成開発連携センター長</u>
	〔省略〕		<u>こどもの学び困難支援センター長</u>
	〔省略〕		校長・園長
	〔省略〕		〔省略〕
<p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>		<p>〔省略〕</p>	

国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学在外教育教員（学内教員）取扱要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（共同研究員）</p> <p>第6条 在外教育教員に、<u>先端教育人材育成推進機構</u>の共同研究員（以下「共同研究員」という。）を命ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（共同研究員）</p> <p>第6条 在外教育教員に、<u>国際教育センター</u>の共同研究員（以下「共同研究員」という。）を命ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学在外教育教員（受入教員）取扱要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（共同研究員）</p> <p>第8条 在外教育教員に、<u>先端教育人材育成推進機構</u>の共同研究員（以下「共同研究員」という。）を命ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（共同研究員）</p> <p>第8条 在外教育教員に、<u>国際教育センター</u>の共同研究員（以下「共同研究員」という。）を命ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>学士課程を所掌する副学長</u> (2) 各学系から選出された教員 各3名 (3) <u>先端教育人材育成推進機構</u>において主に教育実習に係る業務を担当する教員 (4) 保健管理センターから選出された教員 1名 (5) 附属学校運営参事 (6) 附属学校の教育実習主任 12名 (7) 第5条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 (8) 学務課長 <p>〔省略〕</p> <p>(委員会委員の出席)</p> <p>第7条 <u>教育実習委員会の委員</u>は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>次世代教育研究センター長</u> (2) 各学系から選出された教員 各3名 (3) <u>次世代教育研究センター</u>において主に教育実習に係る業務を担当する教員 (4) 保健管理センターから選出された教員 1名 (5) 附属学校運営参事 (6) 附属学校の教育実習主任 12名 (7) 第5条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 (8) 学務課長 <p>〔省略〕</p> <p>(副学長及び委員会委員の出席)</p> <p>第7条 <u>学士課程を所掌する副学長及び教育実習委員会の委員</u>は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この要項において「部局長」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、各学系、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構</u>、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校の長をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この要項において「部局長」とは、事務局、<u>学長室</u>、監査室、各学系、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校の長をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員に関する要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、男女共同参画の推進活動の一環として、東京学芸大学（以下「本学」という。）の講座、<u>センター又は機構</u>（以下「講座等」という。）、附属学校及び課（室）に配置する男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員（以下「補助員」という。）の雇用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、男女共同参画の推進活動の一環として、東京学芸大学（以下「本学」という。）の講座又は<u>センター</u>（以下「講座等」という。）、附属学校及び課（室）に配置する男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員（以下「補助員」という。）の雇用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

広報担当ネットワーク及び広報モニター実施要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第2章 広報担当ネットワーク (組織)</p> <p>第2条 広報担当ネットワークは、次に掲げる者（以下「広報担当」という。）をもって組織する。</p> <p>(1) 次に掲げる各課の筆頭係長又はこれに準ずる者 学務部学務課，学務部大学院課，学務部学生課，学務部キャリア支援課，学務部入試課，学務部国際課，<u>学務部先端教育推進課</u>，総務部総務課，総務部人事課，総務部附属学校課，総務部学術情報課，総務部情報基盤課，財務・研究推進部財務課，財務・研究推進部経理課，財務・研究推進部施設課，財務・研究推進部研究・連携推進課</p> <p>(2)～(4) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(広報戦略推進本部による情報の発信及び収集)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2 広報担当ネットワークを補完するため、総務課広報・基金室は、次の各号に掲げる広報担当を配置しない組織及び本学と関係する団体等と連携を図るものとする。</p> <p>(1) <u>経営企画室</u>，監査室，総務部戦略担当</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第2章 広報担当ネットワーク (組織)</p> <p>第2条 広報担当ネットワークは、次に掲げる者（以下「広報担当」という。）をもって組織する。</p> <p>(1) 次に掲げる各課の筆頭係長又はこれに準ずる者 学務部学務課，学務部大学院課，学務部学生課，学務部キャリア支援課，学務部入試課，学務部国際課，<u>学務部現職教育支援課</u>，総務部総務課，総務部人事課，総務部附属学校課，総務部学術情報課，総務部情報基盤課，財務・研究推進部財務課，財務・研究推進部経理課，財務・研究推進部施設課，財務・研究推進部研究・連携推進課</p> <p>(2)～(4) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(広報戦略推進本部による情報の発信及び収集)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2 広報担当ネットワークを補完するため、総務課広報・基金室は、次の各号に掲げる広報担当を配置しない組織及び本学と関係する団体等と連携を図るものとする。</p> <p>(1) <u>学長室</u>，監査室，総務部戦略担当</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長の職務に関する要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕 (専攻の構成等) 第2条 大学院教育学研究科の専攻及び専攻を構成する講座・分野は次表のとおりとする。				〔省略〕 (専攻の構成等) 第2条 大学院教育学研究科の専攻及び専攻を構成する講座・分野は次表のとおりとする。			
専攻	プログラム	サブプログラム	構成講座・分野	専攻	プログラム	サブプログラム	構成講座・分野
教育実践 専門職高度化	〔省略〕			〔省略〕			
	総合教育実践		教育実践創成講座 学校教育学 学校心理学 <u>先端教育人材育成推進機構</u>	総合教育実践			教育実践創成講座 学校教育学 学校心理学 <u>次世代教育研究センター</u>
	〔省略〕			〔省略〕			
	教育プロジェクト	学校教育課題	学校教育学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター <u>先端教育人材育成推進機構</u> 学生支援センター	学校教育学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター <u>先端教育人材育成推進機構</u> 学生支援センター	教育プロジェクト	学校教育課題	学校教育学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター <u>次世代教育研究センター</u> 学生支援センター
			国際理解・多文化共生教育 <u>先端教育人材育成推進機構</u>				国際理解・多文化共生教育 学校教育学 アジア言語・文化研究 <u>国際教育センター</u>
		〔省略〕				〔省略〕	
次世代日本型教育システム研究開発			学校教育学 ヨーロッパ言語・文化研究 地理学 地域研究 生命科学 宇宙地球科学	次世代日本型教育システム研究開発			学校教育学 ヨーロッパ言語・文化研究 地理学 地域研究 生命科学 宇宙地球科学

			環境科学 体育学 留学生センター <u>先端教育人材育成推進機構</u>				環境科学 体育学 留学生センター <u>次世代教育研究センター</u>
教育支援 協働実践 開発	教育A I 研究		学校心理学 生活科学 アジア言語・文化研究 宇宙地球科学 環境科学 情報科学 美術 体育学 運動学 健康科学 I C Tセンター <u>先端教育人材育成推進機構</u>	教育支援 協働実践 開発	教育A I 研究		学校心理学 生活科学 アジア言語・文化研究 宇宙地球科学 環境科学 情報科学 美術 体育学 運動学 健康科学 I C Tセンター <u>国際教育センター</u>
	臨床心理学		臨床心理学 特別支援教育・教育臨床サ ポートセンター <u>先端教育人材育成推進機構</u>		臨床心理学		臨床心理学 特別支援教育・教育臨床サ ポートセンター <u>国際教育センター</u>
	教育協働研究		学校教育学 生涯教育学 特別ニーズ教育 生活科学 アジア言語・文化研究 英語学・英米文学・文化研 究 社会福祉 文化財科学 演劇 美術 運動学 特別支援教育・教育臨床サ ポートセンター		教育協働研究		学校教育学 生涯教育学 特別ニーズ教育 生活科学 アジア言語・文化研究 英語学・英米文学・文化研 究 社会福祉 文化財科学 演劇 美術 運動学 特別支援教育・教育臨床サ ポートセンター

先端教育人材育成推進機構

(所管等)

第3条 各学系長は、次表のとおり共同して大学院教育学研究科の専攻を所管し、専攻を構成する構成員について、その専攻又は専攻が開設する履修上のプログラムを構成する講座・分野に応じ、その教育上の職務行為を統括する。

学系長	専攻	プログラム	専攻の構成講座・分野
総合教育科学系長	教育実践専門職高度化	[省略]	
		総合教育実践	教育実践創成講座 学校教育学 学校心理学 <u>先端教育人材育成推進機構</u>
		[省略]	
	教育プロジェクト	学校教育学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター 環境教育研究センター 学生支援センター <u>先端教育人材育成推進機構</u>	
	次世代日本型教育システム研究開発	学校教育学 留学生センター <u>先端教育人材育成推進機構</u>	
	教育支援協働実践開発	教育A I 研究	学校心理学 生活科学 ICTセンター <u>先端教育人材育成推進機構</u>
臨床心理学		臨床心理学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター <u>先端教育人材育成推進機構</u>	

次世代教育研究センター

(所管等)

第3条 各学系長は、次表のとおり共同して大学院教育学研究科の専攻を所管し、専攻を構成する構成員について、その専攻又は専攻が開設する履修上のプログラムを構成する講座・分野に応じ、その教育上の職務行為を統括する。

学系長	専攻	プログラム	専攻の構成講座・分野
総合教育科学系長	教育実践専門職高度化	[省略]	
		総合教育実践	教育実践創成講座 学校教育学 学校心理学 <u>次世代教育研究センター</u>
		[省略]	
	教育プロジェクト	学校教育学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター <u>次世代教育研究センター</u> <u>国際教育センター</u> 環境教育研究センター 学生支援センター	
	次世代日本型教育システム研究開発	学校教育学 留学生センター <u>次世代教育研究センター</u>	
	教育支援協働実践開発	教育A I 研究	学校心理学 生活科学 ICTセンター <u>国際教育センター</u>
臨床心理学		臨床心理学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター <u>国際教育センター</u>	

		教育協働研究	学校教育学 生涯教育学 特別ニーズ教育 生活科学 特別支援教育・教育臨床サ ポートセンター <u>先端教育人材育成推進機構</u>			教育協働研究	学校教育学 生涯教育学 特別ニーズ教育 生活科学 特別支援教育・教育臨床サ ポートセンター <u>次世代教育研究センター</u>
〔省略〕				〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
<u>附 則</u> <u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u>							

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議体育施設等整備検討部会要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 芸術・スポーツ科学系長</p> <p>(2) 健康・スポーツ科学講座主任</p> <p>(3) 健康・スポーツ科学講座所属教員（前号に掲げる者を除く。） 1名</p> <p>(4) <u>教育インキュベーション推進機構</u>所属教員 1名</p> <p>(5) 学務部長</p> <p>(6) 財務・研究推進部長</p> <p>(7) その他施設整備会議議長が指名する者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 芸術・スポーツ科学系長</p> <p>(2) 健康・スポーツ科学講座主任</p> <p>(3) 健康・スポーツ科学講座所属教員（前号に掲げる者を除く。） 1名</p> <p>(4) <u>教育インキュベーションセンター</u>所属教員 1名</p> <p>(5) 学務部長</p> <p>(6) 財務・研究推進部長</p> <p>(7) その他施設整備会議議長が指名する者 若干名</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学生の教職志望向上のための総合対策会議要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 教職対策会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>(5) <u>先端教育人材育成推進機構</u>において主に教育実習に係る業務を担当する教員</p> <p>(6) 〔省略〕</p> <p>(7) <u>経営企画室</u>において I R の業務を担当する職員で学長が委嘱する者</p> <p>(8) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 教職対策会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>(5) <u>次世代教育研究センター</u>において主に教育実習に係る業務を担当する教員</p> <p>(6) 〔省略〕</p> <p>(7) <u>学長室</u>において I R の業務を担当する職員で学長が委嘱する者</p> <p>(8) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第2 謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは、あらかじめ謝金にかかる伺書（別紙様式）により課長、<u>経営企画室長</u>又は監査室長の承認を得なければならない。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第2 謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは、あらかじめ謝金にかかる伺書（別紙様式）により課長、<u>学長室長</u>又は監査室長の承認を得なければならない。</p> <p>。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第2 タクシー利用券の請求</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) タクシー利用券（以下「利用券」という。）の請求は、原則としてその都度必要枚数を請求するものとする。</p> <p>(3) 前号にかかわらず、課長、<u>経営企画室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は、緊急利用等の必要性に対応するため必要があると判断する場合は、20枚を限度として、利用券を一括して請求することができるものとする。この場合において、<u>経理課長</u>は、利用券の利用の承認権限及び利用券の保管を請求部局の課長等に委ねることにより、利用券を一括して交付することができるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第4 利用券の管理</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 各課、<u>経営企画室</u>又は監査室の庶務担当係長は、必要により利用券を保管することができる。利用券の管理及び保管は前号に準じて行わなければならない。</p> <p>。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基準は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第2 タクシー利用券の請求</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) タクシー利用券（以下「利用券」という。）の請求は、原則としてその都度必要枚数を請求するものとする。</p> <p>(3) 前号にかかわらず、課長、<u>学長室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は、緊急利用等の必要性に対応するため必要があると判断する場合は、20枚を限度として、利用券を一括して請求することができるものとする。この場合において、<u>経理課長</u>は、利用券の利用の承認権限及び利用券の保管を請求部局の課長等に委ねることにより、利用券を一括して交付することができるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第4 利用券の管理</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 各課、<u>学長室</u>又は監査室の庶務担当係長は、必要により利用券を保管することができる。利用券の管理及び保管は前号に準じて行わなければならない。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																								
<p>〔省略〕</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) 「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">配分先</th> <th style="text-align: center;">教員一人当たり 単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する教室又は教職大学院</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していない<u>センター又は機構</u>の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する<u>センター又は機構</u></td> <td style="text-align: center;">95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室、<u>教職大学院、センター又は機構</u>に所属しないクロスアポイントメント教員</td> <td>教員個人</td> <td style="text-align: center;">95,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この取扱いは、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>	対象	配分先	教員一人当たり 単価	毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円	教室又は教職大学院に所属していない <u>センター又は機構</u> の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属する <u>センター又は機構</u>	95,000円	教室、 <u>教職大学院、センター又は機構</u> に所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円	<p>〔省略〕</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) 「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">配分先</th> <th style="text-align: center;">教員一人当たり 単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する教室又は教職大学院</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していない<u>センター</u>の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する<u>センタ 二</u></td> <td style="text-align: center;">95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室、<u>教職大学院又はセンター</u>に所属しないクロスアポイントメント教員</td> <td>教員個人</td> <td style="text-align: center;">95,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>	対象	配分先	教員一人当たり 単価	毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円	教室又は教職大学院に所属していない <u>センター</u> の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属する <u>センタ 二</u>	95,000円	教室、 <u>教職大学院又はセンター</u> に所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円
対象	配分先	教員一人当たり 単価																							
毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円																							
教室又は教職大学院に所属していない <u>センター又は機構</u> の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属する <u>センター又は機構</u>	95,000円																							
教室、 <u>教職大学院、センター又は機構</u> に所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円																							
対象	配分先	教員一人当たり 単価																							
毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円																							
教室又は教職大学院に所属していない <u>センター</u> の教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属する <u>センタ 二</u>	95,000円																							
教室、 <u>教職大学院又はセンター</u> に所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円																							

デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する基本方針の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>3. 実施体制等</p> <p>これらの取組を着実に推進するため、情報基盤整備推進本部と連携しつつ、全学センターであるICTセンターとともに、附属学校、附属図書館及び企業等の学内外の機関と協力して取組を実施する。</p> <p>なお、本方針は社会の情勢及び新たな課題等への対応のため、常に見直しを行い、必要に応じて新たな取組を追加していくものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基本方針は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>3. 実施体制等</p> <p>これらの取組を着実に推進するため、情報基盤整備推進本部と連携しつつ、全学センターであるICTセンター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>次世代教育研究センター</u>とともに、附属学校、附属図書館及び企業等の学内外の機関と協力して取組を実施する。</p> <p>なお、本方針は社会の情勢及び新たな課題等への対応のため、常に見直しを行い、必要に応じて新たな取組を追加していくものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(運転者の登録等)</p> <p>第4 課長、<u>経営企画室長</u>又は監査室長(以下「課長等」という。)は、当該部局の職員で第3に定める資格を有する者のうち、公用車の運転をさせようとするものの承諾を得た後、公用車運転登録申請書(別紙様式第1号)(以下「申請書」という。)を運行管理者に提出し、運行管理者は提出された申請書に基づいて、公用車運転登録者名簿(別紙様式第2号)(以下「登録者名簿」という。)に登録を行うものとする。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(運転者の登録等)</p> <p>第4 課長、<u>学長室長</u>又は監査室長(以下「課長等」という。)は、当該部局の職員で第3に定める資格を有する者のうち、公用車の運転をさせようとするものの承諾を得た後、公用車運転登録申請書(別紙様式第1号)(以下「申請書」という。)を運行管理者に提出し、運行管理者は提出された申請書に基づいて、公用車運転登録者名簿(別紙様式第2号)(以下「登録者名簿」という。)に登録を行うものとする。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行												
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この要領において「部局等」とは、事務局（<u>経営企画室及び監査室を含む。</u>）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設</u>、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>5 各部局等に、障害者差別解消の推進に関する監督者（以下「監督者」という。）を置き、別表に定める監督者をもって充てる。監督者は、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">監 督 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td>各課長、<u>経営企画室長</u>、監査室長</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	監 督 者	事務局	各課長、 <u>経営企画室長</u> 、監査室長	〔省略〕		<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 この要領において「部局等」とは、事務局（<u>学長室及び監査室を含む。</u>）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>、<u>こどもの学び困難支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>5 各部局等に、障害者差別解消の推進に関する監督者（以下「監督者」という。）を置き、別表に定める監督者をもって充てる。監督者は、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">監 督 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td>各課長、<u>学長室長</u>、監査室長</td> </tr> <tr> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	監 督 者	事務局	各課長、 <u>学長室長</u> 、監査室長	〔省略〕	
部 局 等	監 督 者												
事務局	各課長、 <u>経営企画室長</u> 、監査室長												
〔省略〕													
部 局 等	監 督 者												
事務局	各課長、 <u>学長室長</u> 、監査室長												
〔省略〕													

附属図書館	学術情報課長
留学生センター	国際課長
〔省略〕	
環境教育研究センター	学系支援課長
特別支援教育・教育臨床サポートセンター	学系支援課長
〔省略〕	
<u>先端教育人材育成推進機構</u>	<u>先端教育推進課長</u>
<u>教育インキュベーション推進機構</u>	研究・連携推進課長
放射性同位元素総合実験施設	学系支援課長
〔省略〕	

〔省略〕

附 則

この要領は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附属図書館	学術情報課長
<u>次世代教育研究センター</u>	<u>学系支援課長</u>
留学生センター	国際課長
〔省略〕	
環境教育研究センター	学系支援課長
<u>国際教育センター</u>	<u>国際課長</u>
特別支援教育・教育臨床サポートセンター	学系支援課長
〔省略〕	
<u>教育インキュベーションセンター</u>	<u>研究・連携推進課長</u>
<u>教員養成開発連携センター</u>	研究・連携推進課長
<u>こどもの学び困難支援センター</u>	<u>研究・連携推進課長</u>
放射性同位元素総合実験施設	学系支援課長
〔省略〕	

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシーの一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>2. 用語の定義 用語については、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成12年7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定）の定義と同様とし、附録1に示す。なお、一部の用語については、本学用に再定義したものもある。</p> <p>〔省略〕</p> <p>附録1 用語の定義</p> <p>〔省略〕</p> <p>○部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，<u>先端教育人材育成推進機構</u>，<u>教育インキュベーション推進機構</u>，附属学校運営部及び各附属学校，その他（施設・機構・プロジェクト等を含む）</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>このポリシーは、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>2. 用語の定義 用語については、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成12年7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定）の定義と同様とし、附録1に示す。なお、一部の用語については、本学用に再定義したものもある。</p> <p>〔省略〕</p> <p>附録1 用語の定義</p> <p>〔省略〕</p> <p>○部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，<u>次世代教育研究センター</u>，留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，<u>国際教育センター</u>，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，<u>教育インキュベーションセンター</u>，<u>教員養成開発連携センター</u>，<u>児童・生徒支援連携センター</u>，附属学校運営部及び各附属学校，その他（施設・機構・プロジェクト等を含む）</p> <p>〔省略〕</p>